

## 米子市スポーツ協会小学生全国大会出場激励金交付規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、米子市スポーツ協会小学生全国大会出場激励金（以下「本激励金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本激励金は、スポーツの全国大会へ出場する米子市内の小学生を激励し、米子市における将来のスポーツ振興の担い手を育成すると同時に、児童の体育活動の健全な発展を図ることを目的とする。

### (対象児童)

第3条 本激励金の交付の対象となる小学生（以下「対象児童」という。）は、小学生を対象とした、次の各号のいずれにも該当するスポーツ全国大会（以下「大会」という。）に出場する選手等（米子市内の小学校に通学する児童で、当該大会要綱に基づくマネージャー及び登録選手をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 日本スポーツ協会加盟団体又は米子市スポーツ協会加盟団体の競技種目であること。
- (2) 日本スポーツ協会加盟団体又はこれに準ずる団体が主催するものであること。
- (3) 県単位以上の予選会を有するものであること。

### (個人及び団体の区分)

第4条 前条の規定に該当する対象児童のうち、個人種目出場者及び2名で一組となる種目の出場者にあつては、個人での大会出場として扱うものとし、3名以上で一組となる団体種目の出場者にあつては、団体での大会出場として扱うものとする。

### (交付の申請等)

第5条 本激励金の交付を受けようとする者は、対象児童が出場する大会が開催される年度内において、当該大会の開催日までに、米子市スポーツ協会会長に対し本激励金の交付を申請しなければならない。

2 前第1項に規定する交付申請を行う者（以下「交付申請者」という。）は、次の各号に該当する者に限る。

(1) 対象児童が個人での大会出場者の場合においては、当該対象児童の保護者であって、米子市内に居住する者に限る。

(2) 対象児童が団体での大会出場者の場合においては、当該大会に出場登録した団体の代表者であって、米子市内に本拠地を置くものに限る。

3 本激励金の交付の申請において、個人での大会出場者の場合にあつては対象児童1人につき1件の申請とし、団体での大会出場者の場合にあつては当該大会に出場登録した1団体につき1件の申請とする。

(交付申請の制限等)

第6条 本激励金の交付の申請は、個人又は団体の区分にかかわらず、1人の対象児童につき同一年度において1回に限る。

(交付の決定等)

第7条 会長は、第5条第1項に規定する申請があつたときは、これを審査し、適正と認めるときは、激励金の交付を決定し、当該交付申請者にその旨を通知するとともに、速やかに激励金を交付するものとする。

(激励金の金額)

第8条 本激励金の交付金額は、次の各号のとおりとする。

(1) 個人申請の場合にあつては、選手等1人当たり3,000円を限度額とする。

(2) 6名以下の選手等で構成される団体の申請にあつては、選手等1人当たり3,000円に当該団体の選手等の構成人数で乗じた額を限度額とする。

(3) 7名以上の選手等で構成される団体にあつては、1団体当たり20,000円を限度額とする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、本激励金について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年5月18日から施行する。